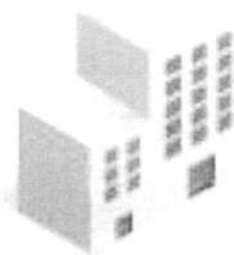


UR賃貸住宅 あっせん(紹介)制度のご案内

— 福岡地区・北九州（山口）地区版 —



街に、ルネッサンス



UR都市機構

令和5年4月1日

独立行政法人都市再生機構九州支社

【宅建あっせんに関するお問い合わせ先】

●福岡地区

UR福岡営業センター

福岡市中央区大名2-6-20

092-722-1101

営業時間:9:30~18:00

定休日:年末年始、5/3~5/5

●北九州地区

UR北九州営業センター

北九州市小倉北区米町1-1-7

小倉駅前奥田ビル1階

093-522-5067

営業時間:9:30~18:00

定休日:年末年始、5/3~5/5

☆最新の情報は、
ホームページでチェックできます。

UR 九州

検索

目次

| | | |
|-----|--------------------------|--------|
| I | あっせん(紹介)制度の概要 | |
| 1 | あっせん(紹介)制度とは | ・・・P2 |
| 2 | あっせん(紹介)業務依頼先 | ・・・P2 |
| 3 | あっせん(紹介)制度の主な内容 | ・・・P3 |
| 4 | あっせん手数料について | ・・・P5 |
| 5 | あっせん広告料について | ・・・P5 |
| 6 | UR賃貸住宅の申込資格について | ・・・P7 |
| II | あっせん(紹介)の手続きについて | |
| 1 | あっせん(紹介)を依頼する団地の確認 | ・・・P8 |
| 2 | 物件・空き室検索 | ・・・P8 |
| 3 | 広告の実施 | ・・・P8 |
| 4 | お客様への物件紹介 | ・・・P9 |
| 5 | 仮申込(希望住宅の確保) | ・・・P10 |
| 6 | あっせん契約の締結 | ・・・P11 |
| 7 | 住宅の内覧 | ・・・P11 |
| 8 | 本申込み・書類提出(資格確認) | ・・・P12 |
| 9 | 賃貸借契約締結 | ・・・P13 |
| 10 | あっせん契約の成立及び請求書類の提出 | ・・・P13 |
| 11 | あっせん手数料、あっせん広告料 | ・・・P14 |
| III | その他 | |
| 1 | UR賃貸住宅の各種制度のご紹介 | ・・・P15 |
| 2 | お問い合わせ先と各営業窓口での取扱い業務一覧 | ・・・P19 |
| 3 | 団地内駐車場の空き状況等のお問い合わせ先 | ・・・P20 |
| 4 | 団地内駐車場の契約場所・受付時間 | ・・・P20 |
| 5 | 火災保険(借家人保険) | ・・・P20 |
| 6 | ペットの飼育禁止 | ・・・P20 |
| 7 | 管理サービス事務所一覧 | ・・・P21 |
| IV | あっせん申込書等の様式及び記入要領 | |
| 1 | URからあっせん業者様にお渡しする書類 | ・・・P22 |
| 2 | お客様からURへご提出頂く書類 | ・・・P22 |
| 3 | あっせん業者様からURへご提出頂く書類 | ・・・P22 |
| | UR賃貸住宅あっせん申込書(原本) | ・・・P23 |
| | 賃貸住宅賃貸あっせん契約書(見本) | ・・・P25 |
| | 覚書(見本) | ・・・P27 |
| | あっせん手数料及びあっせん広告料請求書(記入例) | ・・・P28 |

I あっせん(紹介)制度の概要

UR賃貸住宅の入居者募集については、下記のとおり宅地建物取引業者の方のあっせん(紹介)を受ける「あっせん(紹介)制度」を実施しています。

UR都市機構(以下、「UR」という)の業務や当制度をご理解いただき、UR賃貸住宅入居者のあっせん(紹介)をお取り計らいくださいますようご案内申し上げます。

1. あっせん(紹介)制度とは

宅地建物取引業者の方が入居希望者にUR賃貸住宅(但しあっせん(紹介)制度対象団地)をあっせん(紹介)され契約にいたった場合、家賃1ヶ月分相当額を「あっせん手数料」としてお支払いする制度です。

また、広告を依頼している宅地建物取引業者の方からお客様のあっせん(紹介)により賃貸借契約が成立した場合、あっせん手数料とは別に所定のあっせん広告料をお支払いします。詳しくはP5「4. あっせん手数料について」、「5. あっせん広告料について」等をご覧ください。

※UR賃貸住宅のあっせん(紹介)制度は、仲介ではないことにご注意ください。

2. あっせん(紹介)業務依頼先

あっせん(紹介)業務の依頼先は、次に掲げる業界5団体加盟の会員業者の方です。
(順不同)

- * 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会／(各都道府県の)宅地建物取引業協会
- * 公益社団法人全日本不動産協会
- * 一般社団法人不動産協会
- * 一般社団法人全国住宅産業協会
- * 一般社団法人不動産流通経営協会

上記団体の会員業者であっても次のいずれかに該当する業者の方による、あっせん(紹介)はご依頼できません。

- ・宅地建物取引業の免許登録後1年を経過していない。
- ・民間賃貸住宅の仲介等の宅地建物取引業の営業実績が無い。
- ・URからあっせん(紹介)制度の説明を受けていない

3. あっせん(紹介)制度の主な内容

(1) あっせん(紹介)を依頼する住宅(あっせん制度対象団地)

対象団地はP6～7をご覧ください(団地別係数一覧記載の団地が対象団地です。)。なお、対象団地は不定期に更新することがあります。

(2) あっせん(紹介)依頼対象外について

あっせん依頼費のお支払いができないケースは次のとおりです。

①新規(新築・抽選)募集住戸

②「MUJI×UR」、「イケアとURに住もう。」「子育てしやすいお部屋」

③同一団地内移転に伴い契約する場合

(ただし、香椎若葉⇄アーベイン香椎若葉、星の原⇄アーベイン星の原、室住⇄アーベイン室住の移転は、あっせん(紹介)依頼の対象となります。)

④自社の社員等へのあっせん(紹介)

※法人及び個人契約ともに、宅建あっせん(紹介)対象外。また、自社の社員等が契約名義人若しくは同居人となる場合、不動産会社名義で契約する場合も対象外です。

☆⑤「情報提供サービス」(お客様が希望する住宅の条件をURにて登録し、URから募集が開始されたことをご知らせするサービス)により住宅を申し込んだ場合。

(3) あっせん(紹介)の成立時期

あっせん(紹介)の成立は、当該あっせん(紹介)による入居申込者とURとの間に、賃貸住宅賃貸借契約が締結されたときとします。

(4) 法人契約について

UR賃貸住宅は、社宅(法人契約)での宅建あっせん(紹介)も可能です。

法人契約では、家賃割引制度(複数戸割引、大口契約中事業者への追加契約時割引)等、契約事業者に対するメリットを用意しています。

法人契約対象団地※、メリット等は <https://www.ur-net.go.jp/chintai/shataku/> で確認できます。

※法人契約対象団地は不定期に更新することがあります。

(5) お客様の個人情報の取り扱いについて

URから、あっせん(紹介)されたお客様の情報や手続き状況についてお知らせすることはできません。宅地建物取引業者の方にとって必要な情報は、直接お客様にご確認ください。(ただし、あっせん(紹介)されたお客様が賃貸借契約にいたった場合の宅地建物取引業者の方への通知は、URより行います。)

(6)住宅あっせん(紹介)に係る禁止行為について

<禁止行為の内容>

- ①「UR賃貸住宅インターネットお申込みサイト」で仮申込すること。
- ②申込者名を変更すること。(ただし、同居予定者名への変更は可能)
- ③お客様の個人情報に関して、虚偽の内容で申込をすること。
- ④重複申込をすること。(仮申込できる戸数は1世帯につき1住戸のみ)
- ⑤辞退の遅延や繰り返し予約、仮申込等により、先着順受付制度を阻害すること。
- ⑥お客様に手数料等を請求すること。
- ⑦空室情報等を不動産ポータルサイトに掲載すること。
- ⑧取引態様を「紹介」ではなく「仲介」「媒介」という表記で掲載すること。
- ⑨募集中ではない住戸情報をホームページ等へ掲載すること。

(7)注意事項

- ①UR賃貸住宅あっせん(紹介)制度は、お客様にUR賃貸住宅をご紹介の上、UR営業窓口へご案内いただくことで、お客様が当機構と賃貸借契約を締結できるよう導いていただくことを目的としております。よって、原則として、そのお客様のためにあっせん(紹介)対象団地の確認・検索、空室の確認、仮申込(希望住宅の確保)などを実際に行っていただく必要がありますので、ご注意ください
- ②必要書類等に関することや契約日及び入居可能日等について、貴社の判断にてお客様にご案内されないようお願いいたします。
必ず、予めお客様ご自身が、UR福岡営業センター(福岡地区)、UR北九州営業センター(北九州地区)の営業窓口へご確認いただくようご案内してください。
- ③お客様の個人情報については、個人情報保護法等関係法令を順守の上、適正にお取扱ってください。
- ④空室情報を掲載する際は、「掲載日時」及び「次回の更新予定」を明示し速やかに情報更新を行っていただくようご注意ください。
- ⑤住宅を居住の用途以外に使用すること、動物を飼育することは一部の物件(九州エリアには対象物件はございません。)を除き禁止されておりますので、ご注意ください。
- ⑥お客様が当該あっせん制度を利用した場合は、「ご紹介キャンペーン」の対象外となりますのでご注意ください。

※「ご紹介キャンペーン」:<https://www.ur-net.go.jp/kyojyusha/syokai/kyuoki/index.html>

(8)あっせん停止等の措置について

禁止行為が発覚した場合やURが不適切と判断した場合は、あっせん(紹介)をお断りさせていただきます。

4. あっせん手数料について

あっせん(紹介)に係る賃貸住宅の入居月家賃の1ヶ月分(減額等がある場合は減額等をした後の家賃)と消費税をお支払いします。

※ あっせん手数料をお支払いする対象団地は、P6~7の掲載団地です。不定期に更新することがあります。最新の情報はUR福岡営業センター又はUR北九州営業センターにお問い合わせください。

5. あっせん広告料について

広告を依頼している宅地建物取引業者の方からあっせん(紹介)対象団地についてお客様のあっせん(紹介)により賃貸借契約が成立した場合、あっせん手数料とは別にあっせん広告料をお支払いします。

あっせん広告料は、契約家賃区分を基に設定した金額(A)に別途定める団地別係数(B)を乗じた金額となります。

※ 契約家賃区分を基に設定した金額(A)及び団地別係数(B)は、不定期に更新することがあります。最新の情報はUR福岡営業センター又はUR北九州営業センターにお問い合わせください。

あっせん広告料 = 契約家賃区分を基に設定した金額(A) × 団地別係数(B)

【契約家賃区分を基に設定した金額(A)】

(税別)

| 契約家賃 | 金額(A) |
|-------------------|----------|
| 150,000円~199,999円 | 150,000円 |
| 100,000円~149,999円 | 100,000円 |
| 90,000円~99,999円 | 90,000円 |
| 80,000円~89,999円 | 80,000円 |
| 70,000円~79,999円 | 70,000円 |
| 60,000円~69,999円 | 60,000円 |
| 50,000円~59,999円 | 50,000円 |
| 40,000円~49,999円 | 40,000円 |
| 30,000円~39,999円 | 30,000円 |
| ~ 29,999円 | 10,000円 |

※ 団地別係数(B)はP6~7をご覧ください。

<広告の方法>

貴社店舗でのUR賃貸住宅広告用ステッカーの掲示(URよりお渡しします)やリーフレット、チラシ等の配置、ホームページにおいてUR賃貸住宅の広告を行いUR賃貸住宅をご紹介ください。(詳細は、P8「3. 広告の実施」をご覧ください。)

【団地別係数(B)(福岡地区)】

令和5年4月1日現在

| 団地名 | 所在地 | | 係数 | |
|----------------------|-----|-----|----|--|
| 香椎(34号棟) | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 箱崎 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 箱崎三丁目 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 筥松 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 香椎若葉・アーベイン香椎若葉 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 千早 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 箱崎五丁目 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| アーベイン香椎南 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| アーベインルネス貝塚 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| アーベイン香椎御幸 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| アーベインルネス香椎 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| アーベイン貝塚駅前 | 福岡市 | 東区 | 0 | |
| 博多駅前四丁目第一 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 博多駅中央街 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 博多駅前三丁目 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 祇園町 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 堅粕三丁目 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 博多駅東三丁目第二 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 吉塚六丁目 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 博多駅南三丁目第二 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 千代町駅前 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| ポートハイツ築港本町 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| サンリバー美野島・松居 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| ハビオンシティ21ステーションアベニュー | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン東那珂 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン千代二丁目 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン美野島 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン東比恵駅前 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン雑餉隈駅前 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン大浜 | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン住吉通り | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| アーベイン博多駅前ファースト | 福岡市 | 博多区 | 0 | |
| 大名第二 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 警固 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 大名第三 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 福浜二丁目 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 舞鶴一丁目 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 長浜三丁目 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 輝国二丁目 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 薬院大通り | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 南天神 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベイン六本松 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベイン大濠 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベインルネス梅光園 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベイン渡辺通り南 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベインヒルズ小笹 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベインルネス長浜 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベインルネス友泉 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| アーベイン薬院大通駅前 | 福岡市 | 中央区 | 0 | |
| 荒江 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| 金山 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |

| 団地名 | 所在地 | | 係数 | |
|------------------|-----|------|----|-----|
| 堤(1F~3F) | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| 堤(4F・5F) | 福岡市 | 城南区 | | 1.0 |
| 別府橋 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| 宝台(1F~3F) | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| 宝台(4・5F) | 福岡市 | 城南区 | | 0.5 |
| 田島(1F~3F) | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| 田島(4F・5F) | 福岡市 | 城南区 | | 0.5 |
| 田島一丁目 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| アーバンハイツ荒江 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| アーベイン金山 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| アーベインルネス別府 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| アーベインルネス城西 | 福岡市 | 城南区 | 0 | |
| 原(1F~3F) | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| 原(4F・5F) | 福岡市 | 早良区 | | 0.5 |
| 室住(1F~3F) | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| 室住(4F・5F) | 福岡市 | 早良区 | | 0.5 |
| 百道二丁目 | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| 星の原・アーベイン星の原 | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| 四箇田 | 福岡市 | 早良区 | | 1.0 |
| 高取一丁目 | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| シーサイドももちイーストステージ | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| アーベイン室見 | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| シーサイドももちサウスステージ | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| アーベインルネス曙 | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| シーサイドももちセンターステージ | 福岡市 | 早良区 | 0 | |
| 十郎川 | 福岡市 | 西区 | 0 | |
| 姪浜駅西 | 福岡市 | 西区 | 0 | |
| アーベイン姪の浜マリナステージ | 福岡市 | 西区 | 0 | |
| アーベイン四季・姪浜 | 福岡市 | 西区 | 0 | |
| 若久(70号棟) | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 長住(1F~3F) | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 長住(4F・5F) | 福岡市 | 南区 | | 0.5 |
| 長住五丁目 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 塩原 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 桧原(1F~3F) | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 桧原(4F・5F) | 福岡市 | 南区 | | 1.0 |
| コーポ大橋南 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 大橋二丁目 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベイン長住 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベイン長住三丁目 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベインルネス諸岡 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベインルネス井尻 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベインリビエ清水 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベインルネス大橋 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| アーベインルネス若久 | 福岡市 | 南区 | 0 | |
| 春日公園(1F~3F) | 福岡県 | 春日市 | 0 | |
| 春日公園(4F・5F) | 福岡県 | 春日市 | | 1.0 |
| アーバンハイツ春日 | 福岡県 | 春日市 | 0 | |
| アーベイン春日公園 | 福岡県 | 春日市 | 0 | |
| アーベインピオ春日 | 福岡県 | 春日市 | 0 | |
| 下大利 | 福岡県 | 大野城市 | 0 | |
| 花鶴丘 | 福岡県 | 古賀市 | 0 | |
| 日の里 | 福岡県 | 宗像市 | | 1.0 |
| 日の里一丁目 | 福岡県 | 宗像市 | 0 | |

(注1)一覧に掲載されていない団地については、あっせん(紹介)対象外です。

(注2)団地別係数「0」の団地については、あっせん広告料支払対象外です。

【団地別係数(B)(北九州・山口地区)】

令和5年4月1日現在

| 団地名 | 所在地 | | 係数 | | | 団地名 | 所在地 | | 係数 | | |
|----------------|------|------|----|-----|-----|------------|------|--------|----|-----|-----|
| 城野 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 穴生(18号棟) | 北九州市 | 八幡西区 | 0 | | |
| 金田一丁目 | 北九州市 | 小倉北区 | | | 1.0 | 萩原 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| 大手町 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 本城西 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| 金鷄 | 北九州市 | 小倉北区 | | | 1.0 | 紅梅 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| 白銀一丁目 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 小鷺田公園 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| 金田一丁目第二 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 枝光 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| 黄金二丁目 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | サンハイツ枝光 | 北九州市 | 八幡西区 | | 0.5 | |
| 到津南 | 北九州市 | 小倉北区 | | | 1.0 | サンハイツ前田 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| パークタウン大手町 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 黒崎平尾町 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| アーベイン大手町 | 北九州市 | 小倉北区 | | 0.5 | | ルネス相生町 | 北九州市 | 八幡西区 | 0 | | |
| アーベインルネス片野 | 北九州市 | 小倉北区 | | | 1.0 | アーベインルネス穴生 | 北九州市 | 八幡西区 | | | 1.0 |
| アーベインルネス白銀 | 北九州市 | 小倉北区 | | | 1.0 | 藤松 | 北九州市 | 門司区 | 0 | | |
| アーベインルネス足立 | 北九州市 | 小倉北区 | | | 1.0 | 柳 | 北九州市 | 門司区 | 0 | | |
| アーベインルネス足立公園 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 清滝第二 | 北九州市 | 門司区 | 0 | | |
| アーベインルネス足立妙見通り | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 栄町 | 北九州市 | 門司区 | | | 1.0 |
| アーベインルネス大門 | 北九州市 | 小倉北区 | 0 | | | 藤ノ木 | 北九州市 | 若松区 | 0 | | |
| 徳力(1F~3F) | 北九州市 | 小倉南区 | | 0.5 | | 梅ノ木 | 福岡県 | 遠賀郡水巻町 | | | 1.0 |
| 徳力(4F・5F) | 北九州市 | 小倉南区 | | | 1.0 | 新下関 | 山口県 | 下関市 | | | 1.0 |
| 志徳 | 北九州市 | 小倉南区 | | | 1.0 | 山の田 | 山口県 | 下関市 | 0 | | |
| もりつね | 北九州市 | 小倉南区 | | | 1.0 | 周陽二丁目 | 山口県 | 周南市 | | | 1.0 |
| 大谷 | 北九州市 | 戸畑区 | 0 | | | | | | | | |
| 沖台二丁目 | 北九州市 | 戸畑区 | | | 1.0 | | | | | | |

(注1)一覧に掲載されていない団地については、あっせん(紹介)対象外です。
 (注2)団地別係数「0」の団地については、あっせん広告料支払対象外です。

6. UR賃貸住宅の申込資格について

UR賃貸住宅入居申込者のお申込資格は、別冊「UR住まいガイド」の[お申込みについて]又はホームページ<https://www.ur-net.go.jp/chintai/rent/requirements/>に掲載していますので、予約・申込前にご確認のうえ、お客様にご案内ください。

なお、詳細についてはUR福岡営業センター(福岡地区)、UR北九州営業センター(北九州地区)等各UR営業窓口にお問い合わせください。

(URの申込資格を満たさない場合、申込をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。)

Ⅱ あっせん(紹介)制度の手続きについて

1. あっせん(紹介)を依頼する団地の確認

(1) あっせん(紹介)制度対象団地

別途指定する「あっせん(紹介)制度対象団地※」があっせん可能です。

あっせん(紹介)制度対象団地はP6～7をご覧ください(団地別係数一覧記載の団地があっせん(紹介)制度対象団地です)。

※ あっせん(紹介)制度対象団地は不定期に更新することがあります。

(2) あっせん(紹介)依頼対象外について

P3「3. (2) あっせん(紹介)依頼対象外について」をご覧ください。

2. 物件・空き室検索

(1) URホームページでの物件・空き室検索

あっせん(紹介)制度対象団地を確認のうえ、URホームページで、ご希望のエリアや家賃、間取り等から空室が検索できます。<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

別冊「UR住まいガイド」でも、エリアや団地名から家賃・間取り等の物件が探せます。

ただし、P4(6)①に記載のとおり、当該制度をご利用の場合は、宅地建物取引業者の方がインターネットで予約することを禁止しています。

(2) 各UR営業窓口での物件紹介、空き室確認

福岡地区はUR福岡営業センター等の各UR営業窓口、北九州地区はUR北九州営業センター等の各UR営業窓口にお問い合わせください。

ご希望の団地名・型式等をご指定のうえ、お問い合わせください。

空室確認先のUR営業窓口は、P19「2. お問い合わせ先と各UR営業窓口での取扱い業務一覧」で確認できます。

3. 広告の実施

「UR賃貸住宅取扱店」ステッカー※1の店頭(やむを得ず店頭に掲出できない場合は、店内)への掲示やPRチラシ、パンフレットの設置、自社ホームページの広告でUR賃貸住宅の紹介をお願いします。

※1 ステッカーは当機構よりお渡します。

4. お客様への物件紹介

店舗に来店等されたお客様に、P8「2.物件・空き室検索」で確認したUR物件のご紹介をお願いします。お客様にご紹介していただいた空き物件について、P10「5. 仮申込(希望住宅の確保)」の前に下見(見学)することができます。

その場合、先着順のため、他の方からの申込により、予約済みとなる場合があることをご承知おさください。

<下見の方法>

① 管理サービス事務所での鍵の貸出し

管理サービス事務所*が存する団地では、下見(見学)希望のお部屋の鍵を貸し出します。宅地建物取引業者のご担当者の方がお客様と一緒にお越しいただいても結構です。お客様のみでお越しの際は、お客様の身分を証明する書類(運転免許証等)の提示が必要です。また、宅地建物取引業者のご担当者の方が同行される際は、必ず名刺をご持参ください。

※ 管理サービス事務所一覧は、P21をご覧ください。

最新版は <http://www.ur-net.go.jp/kyusyu/kanrervice.html> で確認可能です。

② 上記①のほか、次の営業窓口*でも宅地建物取引業者の方に下見(見学)希望のお部屋の鍵を貸し出します。

※ UR福岡営業センター、UR北九州営業センター、梅ノ木団地募集案内所、新下関団地管理サービス事務所、周陽二丁目団地管理サービス事務所
(所在地等はP19をご覧ください)

③ お部屋見学の受付

担当係員が現地にてお部屋をご案内します。UR福岡営業センター(電話092-722-1101)、又はUR北九州営業センター(電話093-522-5067)へ、事前にお部屋見学のご連絡いただき、見学日時等を打合せします。

5. 仮申込(希望住宅の確保)

あっせん(紹介)制度対象団地のUR賃貸住宅は、全て先着順受付です。

なお、空室であっても申込されない場合は、他の方で申込み済みとなる場合があります。

(1) 仮申込の方法

① 仮申込は、UR福岡営業センター(福岡地区)、UR北九州営業センター(北九州地区)等、各UR営業窓口にて受付を行います。お客様とご来場いただいても結構です。営業時間や定休日は、あらかじめご確認ください。

② 仮申込時に、UR所定の賃貸住宅申込用紙をお客様にご記入いただきます。この時、P23又はP24の「UR賃貸住宅あっせん申込書」(以下、「あっせん申込書」という。)を窓口にご提出いただくようお客様へお伝えください。なお、あっせん申込書は、個人契約用(P23)、法人契約用(P24)の2種類があります。お客様に応じた内容の用紙をお渡してください。

「あっせん申込書」はお客様に必ずお渡しいただき、お客様にご記入いただくようお伝えください。

賃貸借契約締結後にご提出された場合、あっせん手数料はお支払いいたしませんので、ご注意ください。

「あっせん申込書」を記入・提出していただくにあたり、お客様に下記事項にご留意いただくよう必ずご説明ください。

「UR賃貸住宅あっせん申込書」の記入、提出にあたっての留意事項

1 記入・押印について

(1) お客様ご記入欄(P23又はP24の太枠内)は、必ずお客様の自筆により記入及び押印してください(外国人の方は自筆での署名のみで可)。

(2) 押印する印鑑は、URの賃貸借契約書に押印する印鑑と同じものを使用してください。(事業者名義の場合も同様です(社名は社判で可))。

※ 賃貸借契約締結時に写真付証明証で本人確認ができない場合は、印鑑証明書(原本)を提出していただき、実印での押印が必要になりますのでご注意ください。

※ 代理契約時は契約者本人の実印で押印してください。

2 「あっせん申込書」の提出について

(1) 提出は、仮申込時にお客様ご自身でお願いいたします。

※ 宅地建物取引業者の方単独での提出については受付できませんので、あらかじめご承知おきください。

(2) URの受付窓口で、お客様から「申込は〇〇〇の△△店様のあっせん(紹介)による。」旨をお申し出ていただくようお願いいたします。

(3) お客様の押印がない場合でも、UR窓口担当者にご提出ください。

※ お客様の押印がない場合は「あっせん申込書」はURでお預かりし、賃貸借契約締結時に押印いただくことで正式受理とさせていただきます。

(4) あらかじめ宅地建物取引業者のご担当者の名刺をお預かりいただき、仮申込時に窓口でご提示いただくようお願いいたします。

3 「あっせん申込書」の提出先について

P19のUR営業窓口にご持参ください。(FAX受付不可)

※ 賃貸ショップにて仮申込をした場合、「あっせん申込書」をコピーした後にお返ししますので、P12「8. 本申込・書類提出」(以下、本申込という。)の際に営業センターに改めてご提出ください。

※ ネットにて仮申込をした場合は、本申込の際に営業センターにご提出ください。)

4 その他

(1) あっせん申込書提出時には、宅地建物取引業者のご担当者の名刺もご提示ください。

(2) 宅地建物取引業者のご担当者が仮申込を代理で行うこともできますが、その場合は「あっせん申込書」をお客様にお渡しいただき、本申込の際にお客様からご提出いただくようご案内ください。

③ 仮申込できる戸数は、1世帯につき、1住宅のみです。

〈仮申込時に必要となる主な事項※〉

氏名(又は名称)、住所(又は所在地)、生年月日、電話番号、勤務先、平均月収額、
単身・世帯の別、現在の住まいの種類(例:民間住宅、社宅、分譲マンション等)

※ 申込等に虚偽の申告・記載が発覚した場合は、申込受付及び今後のあっせんを
お断りさせていただきます。

(2) 「仮予約受付票」等の受取り

仮申込をしていただいたお客様には住宅の「仮予約受付票」・「鍵貸出票」等をお渡し
します。(仮予約受付票等は本申込時に必要な書類等が記載されている重要な書類で
す。)

6. あっせん契約の締結

お客様から提出された「あっせん申込書」を確認後、貴社とURとの間で、あっせんに係る
「賃貸住宅賃貸あっせん契約書」の締結及びあっせん広告料支払いに係る「覚書」の交換を
します。

(1) 送付する書類

お客様が「あっせん申込書」を提出後、URより貴社へ「賃貸住宅賃貸あっせん契約
書」、「覚書」をお渡し又は送付しますので、署名・捺印してご提出してください。

(2) 押印する印鑑について

契約書、覚書(「あっせん手数料及びあっせん広告料」の請求書も同様)に押印する印
鑑は、「あっせん申込書」に押印した印鑑と同一のものをご使用ください。

7. 住宅の内覧

お客様は、仮申込後、住宅を内覧することができます。仮申込されたお客様には、対象団
地の管理サービス事務所等で、仮申込時にお渡しした「鍵貸出票」と交換に鍵を借受け、住
宅内をご覧いただけます。お客様がインターネットで仮申込をされた場合は、マイページに
表示される「内覧申込書」を印刷してご持参いただくか、お申込内容を確認できる画面を掲
示いただければ、鍵の借受けが可能です。

- ・ 管理サービス事務所はP21「管理サービス事務所一覧」で確認できます。
- ・ ご本人確認ができる身分証明書等をご持参ください。
- ・ お客様へのご案内にあたっては、内覧可能期間・営業時間・定休日にご注意ください。
- ・ 仮申込のキャンセルは、入居申込者ご本人(お客様)が、契約締結先のUR営業セン
ター等へ辞退する旨を直接連絡してください。
- ・ 仮申込済の住宅を宅地建物取引業者の方が代理で内覧又は先に入室する場合、必ず
事前にUR営業センターへご連絡ください。仮申込済の住宅は、管理サービス事務所
にお越しになっても鍵の貸し出しができません。

8. 本申込み・書類提出(資格確認)

本申込・書類提出は、仮申込の有効期限までにお客様に手続きしていただく必要があります。

(1) 提出書類

① 個人の場合

- ・源泉徴収票及び課税証明書又は住民税決定通知書もしくは収入証明書及び社員証等の写し
- ・申込者本人及び同居される方全員の住民票の写し及び仮予約時にご説明させて頂いた書類
- ・その他URが必要とする書類

② 法人の場合

- ・会社概要書
- ・法人の印鑑登録証明書
- ・商業登記簿謄本
- ・法人税の納税証明書等
- ・その他URが必要とする書類
(上場企業等※の場合は、会社概要書だけで結構です。なお、企業担当者の社員証の写し又は名刺も添付してください。)

※ 上場企業等(次のいずれかに該当する法人、又はその法人の子会社もしくは関連会社)

- ・各証券取引所(外国含む)上場企業及び店頭公開企業
- ・新興市場(ジャスダック等)上場企業
- ・非上場の生命保険会社、損害保険会社
- ・資本金1億円以上の企業
- ・私立学校法に基づく私立学校、農業協同組合法に基づく農協等
- ・公益社団(財団)法人、大規模一般社団(財団)法人、医療法人

③ 個人事業者の場合

- ・事業者の住民票の写し
- ・UR所定の事業概要書
- ・納税証明書(その2)
- ・印鑑登録証明書
- ・その他URが必要とする書類

(2) 資格確認

- ・提出書類に基づき、お客様の申込資格について確認をさせていただきます。
- ・UR賃貸住宅入居申込者のお申込資格は、別冊「UR住まいガイド」の[お申込みについて]又はホームページ<https://www.ur-net.go.jp/chintai/rent/requirements/>に掲載していますので、予約・申込前にご確認のうえ、お客様にご案内ください。

(URの申込資格を満たさない場合、申し込みをお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。)

9. 賃貸借契約締結

本申込書類受領後、URが定める入居資格を満たしていることを確認し、賃貸借契約締結日(契約日)及び入居開始可能日を決定のうえ、お客様と賃貸借契約を締結させていただきます。

お客様は、契約日までに敷金、日割家賃、日割り共益費をお支払いのうえ、UR福岡営業センター(福岡地区)、UR北九州営業センター(北九州地区)でご契約をしていただきます。

賃貸住宅の鍵は、賃貸借契約締結時にお渡しする「賃貸住宅かぎ引渡し通知書」等を入居開始可能日以降に団地の管理サービス事務所等へご持参いただき、交換しお渡しします。なお、電気、ガス等については、お客様に直接お申込みいただきます。

※ 管理サービス事務所の連絡先はP21で確認できます。

10. あっせん契約の成立及び請求書類の提出

(1) あっせんの成立

お客様との賃貸借契約締結と同時に、貴社とURとの間であっせん契約が成立(P11 6. あっせん契約の締結)したことになります。

(2) 請求書類の提出

URよりあっせん契約成立の連絡があった後、あっせん手数料及びあっせん広告料の請求書類を事前にお渡ししているあっせん契約書等とともにUR福岡営業センター(福岡地区)又はUR北九州営業センター(北九州地区)にご提出ください。

なお、請求書には次の書類を添付してください。

① 「宅地建物取引業者免許証」の写し

※ ただし、初めてのあっせん(紹介)、又は、前回取引から2年以上なかったとき。

② 「広告掲出を証する画像等」

店頭(やむを得ず店頭に掲出できない場合は店内)に掲出の「UR賃貸住宅取扱店」ステッカー及び貴社名(又は貴店名)の看板等が1枚(又は複数枚)の画像に納まったもので、広告掲出していることが確認できるもの。

※ 店頭に掲出できない場合は、お手数ですが、その理由をお聞かせ願います。

理由(例):入居するビルの管理会社から禁止されているため 等

11. あっせん手数料、あっせん広告料

(1) あっせん手数料の額

月額家賃の1ヶ月分+消費税

※ 割引制度等により減額等がある場合は、減額等をした後の家賃

(2) あっせん広告料の額

契約家賃区分を基に設定した金額(A)×団地別係数(B)+消費税(P5～7参照)

(3) あっせん手数料、あっせん広告料の支払時期

URが請求書を受領した後、通常30日以内※に貴社指定口座へお振込みします。

※ 内部手続きの関係上、お振込みが遅れる場合があります。

Ⅲ その他

1. UR賃貸住宅の各種制度のご紹介

記載の各種制度は内容が変更となる場合があります。詳しくは、住まいガイドやURのHP、もしくは、P19の各UR営業窓口にお問い合わせください。

(1) ハウスシェアリング制度

この制度ではお二人で住めば家賃も折半することが可能になります。

※1 一緒にお住まいになる方全員が契約名義人となり、一定の収入要件を満たしていただくことになります。

※2 対象団地は、住まいガイドやURのHPでご確認ください。

(2) マルチハビテーション(セカンドハウス利用)制度

都心と郊外等を平日週末で住分けたいというような生活の本拠地以外の居住の用に供する住宅の借りができます。

※ 対象団地は、住まいガイドやURのHPでご確認ください。

(3) 収入要件の緩和(基準貯蓄額による申込資格確認)

申込本人の平均月収額(年間総収入の12分の1)が基準月収額(家賃の4倍)に満たない場合でも、現在の貯蓄額が基準貯蓄額(家賃の100倍)以上あればご契約いただけるという制度です。すべてのUR賃貸住宅に適用されます。

例えば、家賃5万円のお部屋をご希望の場合は、500万円以上の貯蓄額があれば、入居できます。また、平均月収額(年間総収入の12分の1)が家賃の2倍以上ある方であれば、家賃の50倍の貯蓄額でも入居できます。

(4) 家賃等の一時払い制度

一定期間(1年以上10年以内の1年単位)の家賃及び共益費をまとめて前払いすることにより、その期間中割引いた家賃等でお住まいいただける制度です。この制度をご利用いただく場合は、申込資格に定める収入や貯蓄に関する要件は問いません。なお、一時払いの期間終了後は、毎月の家賃等を、URの指定する金融機関等における口座振替の方法によりURの定める日までにお支払いいただくことになります(一時払い契約終了時に再度「家賃等の一時払い」契約の締結も可能。)

※1 他の制度との併用ができない場合もあります。

※2 全UR賃貸住宅が適用対象です。

(5) 近居割

子育て・高齢者等世帯^{※1}と支援する親族の世帯^{※2}の双方が同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地^{※3}のいずれかに近居することとなった場合、新しくご入居いただく世帯の家賃を5年間5%減額^{※4}または20%減額(世帯所得合計が25.9万円以下の場合:ただし減額上限4万円/月^{※5})します。

〈注意事項〉

- ※1 子育て世帯とは、現に同居する18歳未満の子(「子」には、孫、甥、姪等の親族、申込時に妊娠されている場合を含みます)を扶養している世帯。高齢者世帯とは、満60歳以上の方を含む世帯。また、障がい者世帯(4級以上の身体障がい、1級又は2級の精神障がい、重度又は中度の知的障がい等のある方を含む世帯)も適用されます。
- ※2 支援する親族の世帯とは、子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯です。(民法877条第1項及び第2項に規定する者をいいます。)
- ※3 割引の対象となる団地は、UR営業窓口にお問い合わせください。
- ※4 割引期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居が成立すること、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納されている場合は家賃の割引は適用されません。
また、毎年1月1日時点での近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、近居要件を喪失した年度末をもって減額を終了します。
近居支援制度ご利用には一部対象外の物件等、別途条件がございますので、UR営業窓口までお問い合わせください。
- ※5 毎年度所得審査を実施し、所得の状況に応じて、翌年度の減額率を決定します。所得審査に際して、世帯全員の所得額証明書または所得額が記載された課税証明書(非課税証明書)を提出していただきます。

(6) 近居割ワイド

子育て・高齢者等世帯^{※1}と支援する親族の世帯^{※2}の双方が近居割ワイドエリア^{※3}のいずれかに近居することとなった場合、新しくご入居いただく世帯の家賃を5年間5%減額^{※4}または20%減額(世帯所得合計が25.9万円以下の場合:ただし減額上限4万円/月^{※5})します。

〈注意事項〉

- ※1 子育て世帯とは、現に同居する18歳未満の子(「子」には、孫、甥、姪等の親族、申込時に妊娠されている場合を含みます)を扶養している世帯。高齢者世帯とは、満60歳以上の方を含む世帯。また、障がい者世帯(4級以上の身体障がい、1級又は2級の精神障がい、重度又は中度の知的障がい等のある方を含む世帯)も適用されます。
- ※2 支援する親族の世帯とは、子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯です。(民法877条第1項及び第2項に規定する者をいいます。)
- ※3 小倉南区、福岡市南区、宗像市、下関市(元から居住する世帯の住宅は、UR賃貸住宅かどうかは問いません)。
- ※4 割引期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居が成立すること、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納されている場合は家賃の割引は適用されません。
また、毎年10月1日時点での近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、近居要件を喪失した年度末をもって減額を終了します。
近居支援制度ご利用には一部対象外の物件等、別途条件がございますので、UR営業窓口までお問い合わせください。
- ※5 毎年度所得審査を実施し、所得の状況に応じて、翌年度の減額率を決定します。所得審査に際して、世帯全員の所得額証明書または所得額が記載された課税証明書(非課税証明書)を提出していただきます。

(7)子育て割

子育て世帯及び新婚世帯に対して家賃を20%サポート。

[子育て割] 制度概要

■ 募集方法

先着順受付(住戸限定)

※webからのお申し込みは出来ません。

※対象住戸は、各UR営業窓口(P19)にお問い合わせください。

※事業者(社宅)でお申込みいただくことはできません。

■ 減額率

募集家賃から20%減額(減額上限 25,000円)

■ 減額期間

- ① 子育て世帯は最大6年間
- ② 新婚世帯は最大3年間
- ③ 新婚世帯→子育て世帯へ切り替えた場合は最大9年間

※資格確認時点において減額対象世帯要件を満たすことが必要です。

■ 入居対象世帯

- ① UR賃貸住宅入居資格要件を満たしていること。
- ② 子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯又は妊娠している者がある世帯)又は新婚世帯(配偶者を得て5年以内)
- ③ 世帯の所得合計が月額48.7万円以下(4人家族で年収約900万円以下)であること。

■ 注意事項

◎入居後の資格確認については以下のとおりです。

- 減額要件(B)について、入居後も毎年10月に資格確認を行い、減額適用の見直しを行います。

所得額等を確認させていただく必要があるため、URに住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)及び同居されている方全員の課税証明書(所得の無い方は非課税証明書)をご提出いただきます。

確認の結果、減額要件(B)で適用又は非適用となった場合は、翌年4月分から減額開始又は終了となります。なお、年度途中で退職等のため所得額が継続的に低下する場合は適用できる場合もありますので、URまでお問い合わせください。

- 減額要件(A)については、毎年10月の資格確認以外にも随時確認を行ない確認終了次第、減額開始又は終了となります。同居者の増減等が発生した場合はただちにURにご連絡ください。

なお、URへのご連絡がなされなかった場合には、賃貸借契約が解除されることもありますのでご注意ください。

■ 減額対象世帯

(A) ①子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯又は妊娠している者がある世帯)又は②新婚世帯(配偶者を得て5年以内)

(B) 世帯の所得合計が月額25.9万円以下であること。

※入居後も審査があります。注意事項をご確認ください。

※その他の制度との併用はできません。

■ 必要書類

住宅のお申込に必要な書類に加え、申込本人及び同居される方全員の課税証明書(市区町村の発行する前年の所得金額にかかわる証明書)が必要となります。所得のない方も非課税証明書が必要となります。

■ 月額所得の算定方法

世帯の年間総収入額から一定の額を控除した金額となります。詳しくは以下をご覧ください。

<http://sumai.ur-net.go.jp/chintai/arr/arrsnr/income.html>

(8) 定期借家制度

①[U35割] 制度概要 35歳以下の方限定。家賃がお得な定期借家契約

■ 募集方法

先着順受付(住戸限定)

※webからのお申し込みは出来ません。

※対象住戸は、各UR営業窓口(P19)にお問い合わせください。

※事業者(社宅)でお申込みいただくことはできません。

■ 入居対象者

①UR賃貸住宅の入居要件を満たす個人。

②本申込み時点で契約名義人の年齢が35歳以下であること(学生可)。

※同居する方がいる場合、同居できるのは、配偶者(年齢制限なし)もしくは35歳以下の親族となります。

※団地内移転の方及びUR賃貸住宅からUR賃貸住宅に住み替えの方は除きます。

■ 契約条件

3年間の定期借家契約(入居開始可能日から起算して3年後の月の末日まで)とします。

※定期借家契約とは、契約期間があらかじめ定められている契約で、契約期間の満了により、契約が更新されることなく確定的に終了する契約です。そのため、期間の限定がない場合に比べて、家賃が低く設定されます。

②[そのママ割] 制度概要 子育て家族を応援。家賃がお得な定期借家契約

■ 募集方法

先着順受付(住戸限定)

※webからのお申し込みは出来ません。

※対象住戸は、各UR営業窓口(P19)にお問い合わせください。

※事業者(社宅)でお申込みいただくことはできません。

■ 入居対象者

①UR賃貸住宅の入居要件を満たしていること。

②現に同居する満18歳未満の子を扶養している世帯であること。

※お申込みにあたり、証明書類の提出が必要です。

※「子」には、孫、甥、姪等の親族を含みます。また、お申し込み時に妊娠している場合も対象となります。

■ 契約条件

3年間の定期借家契約(入居開始可能日から起算して3年後の月の末日まで)とします。

※定期借家契約とは、契約期間があらかじめ定められている契約で、契約期間の満了により、契約が更新されることなく確定的に終了する契約です。

そのため、期間の限定がない場合に比べて、家賃が低く設定されます。

契約条件等ご注意いただく項目がございますので、詳しくはP19の各UR営業窓口にお問い合わせください。

2. お問い合わせ先と各UR営業窓口での取扱い業務一覧

| 福岡地区 営業窓口等 | 住所(場所) | 営業時間 定休日 | 電話番号 | 空室 確認 | 間取り 図 | 仮申込 | 資格 確認 書類の 受付 | 契約 締結 | あっせん申込書 ・あっせん契約書 ・覚書・請求書 ・広告証写真の受付 |
|----------------------|-----------------------------------|---|--------------|----------|----------|-----|-----------------------|----------|---|
| UR福岡営業センター | 福岡市中央区大名2-6-20 | 9:30~18:00 定休日なし(年末年始(12/29~ 1/3)・5/3~5/5除く) | 092-722-1101 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JR賃貸ショップ博多駅前 | 福岡市博多区博多駅東2-5-28 | 10:00~18:00 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 092-432-0031 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| UR賃貸ショップ千早 | 福岡市東区水谷2-6-6 | 10:00~18:00 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 092-674-0080 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| UR賃貸ショップ大橋 | 福岡市南区向野2-14-7 | 10:00~18:00 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 092-557-1550 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| UR賃貸ショップ西新 | 福岡市早良区西新4-8-30 | 10:00~18:00 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 092-833-0270 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| UR賃貸ショップ六本松 | 福岡市中央区六本松4-2-2 | 10:00~18:00 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 092-732-3170 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 北九州・山口地区 営業窓口等 | 住所(場所) | 営業時間 定休日 | 電話番号 | 空室 確認 | 間取り 図 | 仮申込 | 資格 確認 書類の 受付 | 契約 締結 | あっせん申込書 ・あっせん契約書 ・覚書・請求書 ・広告証写真の受付 |
| UR北九州営業センター | 北九州市小倉北区米町1-1-7 小倉駅前奥田ビル1階 | 9:30~18:00 定休日なし(年末年始(12/29~ 1/3)・5/3~5/5除く) | 093-522-5067 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JR賃貸ショップ黒崎駅 | 北九州市八幡西区黒崎3-15-1 | 10:00~18:00 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 093-645-7008 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 梅ノ木募集案内所 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地 (団地管理サービス事務所内) | 9時30分~12時、13時~17時 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 093-202-3361 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新下関団地 管理サービス事務所 | 下関市秋根新町7-7-101 (新下関団地7号棟101号室) | 9時30分~12時、13時~17時 定休日:水曜日、年末年始(12/29~ 1/3)、5/3~5/5 | 083-256-3996 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 周陽二丁目団地 管理サービス事務所 | 周南市周陽2-1 (周陽二丁目団地4号棟1階) | 9時30分~12時、13時~17時 定休日:水曜日、日曜日、祝日、 年末年始(12/29~1/3)、5/3~5/5 | 0834-28-6283 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| インターネット(全地区共通) | | - | | ○ | ○ | - | - | - | - |

※ 上記営業窓口及び取扱い業務は、URの都合により予告無しに変更(移設又は閉鎖(休業)等)することがありますので、ご確認の上、ご来場ください。

※ 見学希望の際は、16時までの来所をお願いします。

※ あっせん申込書、あっせん契約書、覚書等の提出は、福岡地区はUR福岡営業センター、北九州・山口地区はUR北九州営業センターをお願いします。

◇ 各UR営業窓口のURL

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/kyushu/fukuoka/counter/>

3. 団地内駐車場の空き状況等のお問い合わせ先

福岡地区

[平日・土] 福岡住まいセンター ☎092-433-8123

営業時間:9:30~17:30(定休日:土曜日・日曜日・祝日・年末年始)

[日・祝] UR福岡営業センター ☎092-722-1101

営業時間:9:30~18:00(定休日:年末年始、5/3~5/5)

北九州地区

[平日・土] 北九州住まいセンター ☎093-383-9533

営業時間:9:30~17:30(定休日:土曜日・日曜日・祝日・年末年始)

[日・祝] UR北九州営業センター ☎093-522-5067

営業時間:9:30~18:00(定休日:年末年始、5/3~5/5)

4. 団地内駐車場の契約場所・受付時間

| 地区 | 営業窓口等 | 住所(場所) | 電話番号 | 受付時間 | 定休日 |
|-----|----------------------|-------------------------------|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 福岡 | UR福岡営業センター | 福岡市中央区大名2-6-20 | 092-722-1101 | 9:30~17:30 | 年末年始 5/3~5/5 |
| 北九州 | UR北九州営業センター | 北九州市小倉北区米町1-1-7 小倉駅前奥田ビル1階 | 093-522-5067 | 9:30~17:30 | 年末年始 5/3~5/5 |
| | 梅ノ木募集案内所 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地 (団地管理サービス事務所内) | 093-202-3361 | 9:30~11:30 13:00~16:30 | 水・年末年始 5/3~5/5 |
| 山口 | 新下関団地 管理サービス事務所 | 下関市秋根新町7-7-101 | 083-256-3996 | 9:30~11:30 13:00~16:30 | 水・年末年始 5/3~5/5 |
| | 周陽二丁目団地 管理サービス事務所 | 周南市周陽2-1(4棟1F) | 0834-28-6283 | 9:30~11:30 13:00~16:30 | 水・日・祝日 年末年始 5/3~5/5 |

5. 火災保険(借家人保険)

火災保険等の加入を賃貸借契約の条件としていませんが、ご入居時に保険(火災・家財・地震)のご加入をおすすめします。

6. ペットの飼育禁止

小鳥・魚類以外の動物の飼育は原則禁止となっています。

7. 管理サービス事務所一覧

- ・見学希望のお部屋の鍵を貸出します。
- ・宅地建物取引業者のご担当者は、名刺をご持参ください。
- ・お客様単独の場合は、身分証明書(運転免許証等)の提示が必要です。
- ・年末年始、5/3～5/5は閉鎖しますのでご注意ください。

| | No | 設置団地 | 電話番号 | 開設時間 | |
|------|-----------------|------------------|---|--|---|
| 福岡地区 | 1 | アーベイン博多駅前ファースト | 092-451-0878 | 月・火・木・金・土曜日 9時30分～19時30分 (祝日は除く) | |
| | 2 | アーベインネス香椎 | 092-681-0882 | 月・火・木・金・土曜日 9時30分～12時 13時～17時 (祝日は除く) | |
| | 3 | アーベインネス若久 | 092-561-4902 | | |
| | 4 | 長住 | 092-512-6442 | | |
| | 5 | 荒江 | 092-831-3205 | | |
| | 6 | 金山 | 092-871-4054 | | |
| | 7 | アーベインネス別府 | 092-821-7761 | | |
| | 8 | 原 | 092-831-3955 | | |
| | 9 | 室住 | 092-841-1581 | | |
| | 10 | 星の原 | 092-861-6464 | | |
| | 11 | 四箇田 | 092-811-5858 | | |
| | 12 | 日の里 | 0940-36-2255 | | |
| | 13 | 箱崎三丁目 | 092-631-1138 | | 月・火・木・金曜日 9時30分～13時30分 土曜日 9時30分～12時 13時～17時 (祝日は除く) |
| | 14 | 香椎若葉 | 092-672-8237 | | |
| | 15 | 千早 | 092-671-6587 | | |
| | 16 | 箱崎五丁目 | 092-632-1833 | | |
| | 17 | アーベインネス貝塚 | 092-631-1410 | | |
| | 18 | アーベイン東比恵駅前 | 092-472-4335 | | |
| | 19 | アーベインネス梅光園 | 092-781-6336 | | |
| | 20 | アーベインネス友泉 | 092-741-5675 | | |
| | 21 | アーベインネス大橋 | 092-551-1187 | | |
| | 22 | 松原 | 092-565-7995 | | |
| | 23 | アーベインネス諸岡 | 092-571-8358 | | |
| | 24 | アーベインリビエ清水 | 092-553-9519 | | |
| | 25 | アーベイン四季・姪浜 | 092-883-5831 | | |
| | 26 | シーサイドももちセンターステージ | 092-846-1823 | | |
| | 27 | 堤 | 092-861-1810 | 月・火・木・金・土曜日 9時30分～13時30分 (祝日は除く) | |
| | 28 | アーベインネス城西 | 092-847-9717 | | |
| | 29 | 宝台 | 092-871-5224 | | |
| | 30 | 下大利 | 092-591-7744 | | |
| | 31 | 春日公園 | 092-501-5975 | | |
| | 32 | アーベインビオ春日 | 092-575-1258 | | |
| | 33 | 花鶴丘 | 092-943-3923 | | |
| | 34 | 日の里一丁目 | 0940-37-2761 | | |
| | 35 | 筥松 | 092-629-2454 | | |
| 36 | アーベイン貝塚駅前 | 092-611-3181 | | | |
| 37 | 吉塚六丁目 | 092-623-3905 | | | |
| 38 | アーベイン美野島 | 092-474-8854 | | | |
| 39 | アーベインネス曙 | 092-841-3486 | | | |
| 40 | 十郎川 | 092-885-9228 | | | |
| 41 | アーベイン姪の浜マリナステージ | 092-885-3856 | | | |
| 42 | シーサイドももちサウスステージ | 092-821-7814 | 月・火・木・金・土曜日 9時30分～12時、13時～17時 (祝日は除く) | | |
| 43 | 徳力 | 093-961-0263 | | | |
| 44 | 志徳 | 093-961-4224 | | | |
| 45 | 金田一丁目 | 093-582-9858 | | | |
| 46 | 城野 | 093-921-2760 | | 月・火・木・金曜日 9時30分～13時30分 土曜日 9時30分～12時、13時～17時 (祝日は除く) | |
| 47 | アーベインネス白銀 | 093-921-4947 | | | |
| 48 | もりつね | 093-961-6121 | | | |
| 49 | 紅梅 | 093-621-0441 | | 月・火・木・金・土曜日 9時30分～13時30分 (祝日は除く) | |
| 50 | 荻原 | 093-621-6777 | | | |
| 51 | アーベインネス片野 | 093-922-7667 | | | |
| 52 | 大谷 | 093-871-0786 | | | |
| 53 | 枝光 | 093-661-1781 | | | |
| 54 | 本城西 | 093-602-3632 | | | |

Ⅳ あっせん申込書等の様式及び記入要領

1. URからあっせん業者様にお渡しする書類

- ① UR賃貸住宅あっせん申込書
P23(個人契約用)又はP24(法人契約用)をコピーしてご使用ください。
- ② 賃貸住宅賃貸あっせん契約書
あっせん契約を締結する毎にURからお渡します。
- ③ 覚書
あっせん広告料が発生する場合のみ、URからお渡します。

2. お客様からURへご提出頂く書類

UR賃貸住宅あっせん申込書

P23(個人契約用)又はP24(法人契約用)をコピー後、用紙内の【宅地建物取引業者記入欄】を記入押印のうえ、お客様からURに提出するようお伝えし、お渡してください。

※ 詳細はP10をご覧ください。

3. あっせん業者様からURへご提出頂く書類

- ① 請求書
※ P28の記載例をご参照ください。
- ② 賃貸住宅賃貸あっせん契約書
- ③ 覚書
- ④ 「広告掲出を証する画像」
③を提出する場合のみ「URステッカー」と「貴社名」又は「貴店名」が同一画像に収まった写真の提出が必要となります(写真はプリンタ出力でも可)。
※ 詳細はP13をご確認ください。
- ⑤ 「宅地建物取引業者免許証」の写し
初回あっせん又は2年以上URと取引がない場合のみ提出が必要となります。

UR賃貸住宅あっせん申込書 (個人契約用)

_____年____月____日

独立行政法人都市再生機構 御中

私は、右記、宅地建物取引業者の店舗におけるUR賃貸住宅の紹介を踏まえ、次のとおり賃貸住宅の賃借りを申し込みます。

＜太枠の中を全てご記入ください＞

| | |
|--------------------------------|--|
| 現住所 <small>(住民票の住所)</small> | |
| ふりがな | |
| 氏名 | 印 |
| 生年月日 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| 電話番号 | ※氏名は自筆での署名、印は賃貸借契約書に押印する印鑑で押印ください。 ※代理契約の際は、上記によらず契約者本人の実印にて押印ください。 |
| 申込団地名 | |
| 住戸番号 | 号棟 号室 間取り |
| 入居希望時期 | ※特にご希望がある場合のみご記入ください。 |

(UR賃貸住宅の申込には、一切の手数料等は不要です。)

【UR営業センター使用欄】 次の事項を確認し チェック

この申込が宅地建物取引業者の店舗での紹介を踏まえた申込であることを申込者に確認しました。

この申込書は申込者が特参されたことを確認しました。

(宅地建物取引業者のみが特参したものではありません。)

| | | |
|-----|-----|-----------|
| 受領者 | 確認者 | 所長 |
| | | (. . .) |

【宅地建物取引業者記入欄】

UR賃貸住宅あっせん (紹介) 制度の説明を受け、左記に係る賃貸住宅のあっせんを申し込みます。

| | | | |
|--|---|---------------------|---|
| 所在地 | 〒 | 〒 | <small>手書きに開ける書類 (あっせん契約書等) の送付先が上記と異なる場合 (本社住所等) はご記入ください。</small> |
| 商号 <small>※2</small> <small>(法人名)</small> | | | |
| 屋号 <small>※2</small> | | | |
| 店舗名 <small>※3</small> <small>(取扱店名)</small> | | | |
| 免許番号 | | | |
| 代表者名 <small>(役職名)</small> | | <small>(氏名)</small> | 代表者印 <small>(会社実印)</small> 印 |
| 電話番号 <small>※1</small> | | | |
| 担当者名 <small>(フルネーム)</small> | | | |

※1 代表者名は、原則代表取締役名をご記入ください (個人事業主は除く)。
 ※2 商号と屋号が異なる場合は (例: 商号がUR不動産㈱、屋号がURエスレート) 両方ご記入ください。
 ※3 店舗名 (博多店、天神店等) がある場合は、必ずご記入ください。
 ※4 会社社判を利用されても問題ありませんが、未記入の項目がないようご注意ください。

《次の事項を確認のうえ、 チェックを入れてください》

宅地建物取引業の免許登録から1年以上が経過している。

民間賃貸住宅の仲介等の宅地建物取引業の営業実績がある。

《加盟している業界団体に、 チェックを入れてください》

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 一般社団法人不動産協会
(各都道府県の宅地建物取引業協会) 一般社団法人全国住宅産業協会

公益社団法人全日本不動産協会 一般社団法人不動産流通経営協会

お問合せ先

UR福岡営業センター TEL : 092-722-1101 UR北九州営業センター TEL : 093-522-5067

2023.4.1 改訂


UR賃貸住宅あっせん申込書（法人契約用）

_____年____月____日

独立行政法人都市再生機構 御中

私は、右記、宅地建物取引業者の店舗におけるUR賃貸住宅の紹介を踏まえ、次のとおり賃貸住宅の賃借りを申し込みます。

＜太枠の中を全てご記入ください＞

| | | | |
|------------------|---|------|-----|
| 所在地 | | | |
| ふりがな | | | |
| 事業者名 | | | |
| ふりがな | (役職名) | (氏名) | |
| 代表者名 (役職名・氏名) | ※印は賃貸借契約書に押印する印鑑で押印ください。  | | |
| 担当部署 | | | |
| 担当者名 (コルネーム) | | | |
| 電話番号 | | | |
| 申込団地名 | | | |
| 住戸番号 | 号棟 | 号室 | 間取り |
| 入居希望時期 | ※特にご希望がある場合のみご記入ください。 | | |

(UR賃貸住宅の申込には、一切の手数料等は不要です。)

【UR営業センター使用欄】 次の事項を確認し チェック

この申込が宅地建物取引業者の店舗での紹介を踏まえた申込であることを申込者に確認しました。


この申込書は申込者が持参されたことを確認しました。
(宅地建物取引業者のみが持参したものではありません。)

| | |
|-----|-----|
| 受領者 | 確認者 |
| | |

| |
|-----------|
| 所長 |
| (. . .) |

【宅地建物取引業者記入欄】

UR賃貸住宅あっせん（紹介）制度の説明を受け、左記に係る賃貸住宅のあっせんを申し込みます。

| | | | |
|------------------------|---|------|--|
| 所在地 | 〒 <small>〒 手書きに開ける番類（あっせん契約書等）の送付先が上記と異なる場合はご記入ください。</small> | | |
| 商号※2 (法人名) | | | |
| 屋号※2 | | | |
| 店舗名※3 (取扱店名) | | | |
| 免許番号 | | | |
| 代表者名 (役職名・氏名) ※1 | (役職名) | (氏名) | 代表者印 (会社印)  |
| 電話番号 | | | |
| 担当者名 (コルネーム) | | | |

※ 次の事項を確認のうえ、 チェックを入れてください

宅地建物取引業の免許登録から1年以上が経過している。

民間賃貸住宅の仲介等の宅地建物取引業の営業実績がある。

※ 加盟している業界団体に、 チェックを入れてください

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 一般社団法人不動産協会

(各都道府県の宅地建物取引業協会) 一般社団法人全国住宅産業協会

公益社団法人全日本不動産協会 一般社団法人不動産流通経営協会

※1 代表者名は、原則代表取締役名をご記入ください(個人事業主は除く)。

※2 商号と屋号が異なる場合は(例:商号がUR不動産、屋号がURエースト)両方ご記入ください。

※3 店舗名(博多店、天神店等)がある場合は、必ずご記入ください。

※4 会社社判を利用されても問題ありませんが、未記入の項目がないようご注意ください。

お問合せ先

UR福岡営業センターTEL : 092-722-1101 UR北九州営業センターTEL : 093-522-5067

2023.4.1改訂

見本

この媒介契約は国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではありません。

賃貸住宅賃貸あっせん契約書

独立行政法人都市再生機構を甲とし
を乙として、
甲乙間に次のとおり賃貸住宅賃貸あっせん契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、末尾表示の甲所有の賃貸住宅（以下「住宅」という。）の入居申込者を甲にあっせんし、甲は、このあっせんを受けて住宅の賃貸借契約を締結するものとする。

(あっせんの方法等)

第2条 乙は、住宅について、甲が賃貸借契約を締結することができるよう甲所定の書類を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する書類の提出があったときは、甲所定の審査・手続を行い、適当と認めるときは、住宅について、賃貸借契約を締結するものとする。

3 あっせんは、前項の規定により、甲が住宅について賃貸借契約を締結したときに成立するものとする。

4 甲は、前項に規定するあっせんが成立した場合には、直ちに、乙に通知するものとする。

(あっせん手数料の額等)

第3条 甲が乙に支払うあっせん依頼費の額は、前条の規定によりあっせんが成立した住宅の入居開始可能日の属する月の家賃（月額）に相当する額とする。

2 甲は、前条第3項に規定するあっせんが成立した後、乙の請求を受けた日から原則30日以内に、乙にあっせん手数料を支払うものとする。

(広告の依頼)

第4条 甲は、乙が第1条に定める業務を実施するに当たり、乙に広告を依頼する場合がある。この場合の取扱いについては、別に定める。

(報酬等請求の禁止)

第5条 乙は、第3条第1項及び第4条に定めるもののほか、名目のいかんを問わず甲又は第三者に一切の金員を請求できないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を催告しないで直ちに解除することができるものとする。

一 乙が、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第2項の規定により免許の効力を失ったとき又は同法第65条第2項の規定により業務の停止若しくは第66条及び第67条の規定により免許の取消しを受け

たとき。

二 甲があっせんの成立の見込がないと認めたとき。

三 乙がこの契約に違反したとき。

(乙の責任)

第7条 乙は、あっせんにあたり、乙が第三者との間に行った約束等又は第三者からの異議若しくは苦情については、乙の責任において解決しなければならない。

2 乙は、あっせんにあたり、乙が故意又は過失により、甲又は第三者に与えた損害については、乙が負担しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、あっせんにあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の失効)

第9条 この契約は、この契約を締結した日から 45日以内にあっせんが成立しない場合には、失効するものとする。

(費用の負担)

第10条 この契約に要する費用は、甲、乙各自がそれぞれ負担するものとする。

(契約外の事項)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印

・あっせん申込書に記載の住所店舗名等を記載してください。
・印鑑は、あっせん申込書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

あ っ せ ん 住 宅

| 団 地 名 | 住宅型式 | 住 戸 番 号 |
|-------|------|---------|
| | | |

見本

覚書

独立行政法人都市再生機構を甲とし、
年 月 日付で 団地、住宅型式 住戸番号
を乙として、
について締結した「賃貸住宅賃貸あっせん契約書」（以下「あっせん契約書」という。）に関して次のとおり覚書を交換する。

（総則）

第1条 甲は乙に対し、あっせん契約書第4条に基づき広告を依頼し、あっせん契約書第2条に基づくあっせんが成立した場合には、広告の料金（以下「あっせん広告料」という。）を支払うものとする。

（あっせん広告料の額等）

- 第2条 甲が乙に支払う広告料は、 円（うち消費税額 円）とする。
- 2 乙が甲に対し前項に規定するあっせん広告料の支払いを請求する場合は、あっせん契約書第4条に基づき甲が乙に依頼した広告を実際実施した証拠書類を提出するものとする。
- 3 甲は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、あっせん契約書第3条第2項に規定するあっせん手数料と同時にあっせん広告料を支払うものとする。

（覚書の失効）

第3条 この覚書は、あっせん契約が失効した場合には、失効するものとする。

本覚書交換の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印

・あっせん申込書に記載の住所店舗名等を記載してください。
・印鑑は、あっせん申込書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

あっせん手数料及び広告料の請求書の見本

○以下の7項目を全て記載してください。

(1)請求宛先 (2)請求日 (3)社名及び社印 (4)請求内容 (5)請求金額 (6)あっせん内容 (7)振込先口座名以上の項目の記載があれば、貴社の書式(フォーム)で問題ありません。

○記載事項に不備(記載漏れ、誤記載、印鑑漏れ等)があると、請求書の受理が出来ませんのでご注意ください。

【ご注意】

契約日とは、URとお客様(契約名義人)との賃貸借契約締結日であり、家賃等発生日(入居開始可能日)ではありませんのでご注意ください。

※賃貸借契約が完了した際には、UR担当者からご連絡いたします。

(2) 請求日

請求日は、賃貸借契約の契約日以降の日付を記入してください。
※「契約日」に関しては、上記【ご注意】欄を確認してください。

記入日 〇〇

(1) 請求宛先

宛先名は、「独立行政法人都市再生機構」です。

(5) 請求金額

(4)の「請求金額」の欄に合計金額の記載があれば、当該項目はなくても構いません。

(4) 請求内容

「あっせん手数料」と「あっせん広告料」をそれぞれ別に、「税込金額」で記載してください。また、その「合計金額」を記載してください。

(3) 貴社名及び社印

i. あっせん申込書に記載した貴社の会社名(店名)・代表者名・住所・電話番号を記載してください。
ii. 印鑑は、あっせん申込書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

(6) あっせん内容

今回あっせん頂いた各項目を記載してください。
※法人契約の場合、「契約者名」欄は、必ず法人名を記載してください。

(7) 振込先口座名

貴社の振込先口座を記載してください。

請求日 令和 年 月 日

御 請 求 書

独立行政法人 都市再生機構 御中

〇〇〇不動産株式会社
〇〇〇支店
代表取締役 〇〇〇〇
〒813-0044
福岡市東区〇〇〇〇
〇〇ビル 1F
TEL 092-
FAX 092-

下記の通りご請求申し上げます。

| | |
|-----------|---------|
| ご請求金額(税込) | 152,250 |
|-----------|---------|

| ご請求明細 | 金額(税込) |
|---------|---------|
| あっせん手数料 | 78,750 |
| あっせん広告料 | 73,500 |
| 合 計 | 152,250 |

【あっせん内容】

| | | | |
|-------|-------------------|----|-----|
| 所在地 | シーサイドもちもちセンターステージ | | |
| 号棟・号室 | 〇〇 | 号棟 | 〇〇〇 |
| 契約者名 | 〇〇〇〇 | | 様 |

【お振込先】

| | |
|------|---------------|
| 銀行名 | 〇〇銀行 |
| 支店名 | 〇〇支店 |
| 口座種類 | 普通 口座番号 12345 |
| 口座名義 | 〇〇〇フドウサン(カブ) |